

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 1. 児童生徒への支援体制の強化

項目	インクルーシブ教育システム		
現状と課題	<p>平成 28 年度から令和2年度の5年間で市立小中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は約 1.6 倍となっており、特別支援教育に関わる取組の一層の充実が必要となっています。</p> <p>また、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒数も増加していることから、通常学級での一人ひとりの状況に応じた支援や、個別の指導を受けることができる通級指導教室の充実が求められています。</p> <p>なお、本市では、令和2年4月現在、他校の児童生徒を受け入れるセンタ一型の通級指導教室として、難聴教室を1校、言語障害教室を3校、LD 等発達障害教室を3校に設置し、自校通級指導教室として、LD 等発達障害教室を4校に設置しています。</p>		
施策について	<p>インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、本市では、教育の基盤であると考え、全ての学校で実践しています。</p> <p>インクルーシブ教育を全ての教員が推進していくことができるよう、校内OJT やオンラインを活用した職員研修を通して、特別支援教育の基礎的知識を備え、個に応じた適切な指導や支援ができる教員の育成を進めていきます。さらに、特別支援学級や通級指導を担当する教員の専門性を高めるため、養護学校等と連携した研修を実施します。また、特別な支援を必要とする児童生徒が継続した支援を受けられるように、県とも連携しながら、通級指導教室を増設し、特別支援教育全体の充実を図ります。</p> <p>施設面においては、特別な支援を必要とする児童生徒が快適に安心して学校生活を過ごせるように、多様なニーズに対応できる多目的トイレの整備を進めていきます。</p> <p>また、保健所や子ども発達センターを含む関係機関とも連携を深め、幼児期から一人ひとりのニーズに応じた支援を行い、切れ目ない支援ができるよう努めていきます。</p>		
実施事業	担当課	特別支援教育推進事業 トイレ改修事業	教育支援・相談課 教育施設課

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 1. 児童生徒への支援体制の強化

項目	いじめ対策・生徒指導		
<p><b>現状と課題</b></p>	<p>本市では、全市立学校において、いじめ対応を中心的に担ういじめ対応教員を定め、いじめの未然防止や早期発見、迅速で丁寧な対応に努めてきました。また、令和2年度から、学校支援コーディネーターが定期的に全ての市立学校を訪問し、いじめ問題をはじめとする様々な問題行動に対する学校の対応について、きめ細かな状況把握を行い、解決に至るまで支援を行っています。</p> <p>GIGA スクール構想により全ての児童生徒がタブレットを使用することから、各校においてインターネットや SNS の危険性等に関わる情報モラル教育を実施していますが、ネット上のいじめ等の問題行動も見受けられることから、各校において家庭・地域と協力して粘り強く対応していく必要があります。</p>		
<p><b>施策について</b></p>	<p>いじめ問題への対応については、学校支援コーディネーターによる訪問支援を中心に学校体制づくりを行います。また、平成30年度よりSNSによる相談窓口「STOPit」を導入したことに併せて電話相談窓口の「ストップいじめ ならダイヤル」を24時間対応とする等、いじめ等に悩む児童生徒や保護者がいつでも相談できる体制を整えています。加えて、いじめ対応教員定例研修会等の積極的な実施や、弁護士等の専門家と連携することにより、いじめ問題に対する教職員の共通理解と指導力の向上を図っていきます。</p> <p>さらに、社会環境の大きな変化に伴い、インターネットやSNSがもたらす危険性を繰り返し子どもたちや保護者に伝えるとともに、情報を適切に活用する能力や、正しく判断する能力を育成するための情報モラル教育の充実を図ります。</p> <p>今後も、生徒がいじめ問題を主体的に考える「ストップいじめ なら子どもサミット」をはじめ、子どもたちの規範意識が育つ取組を学校の全ての教育活動や家庭教育の中で進め、学校、家庭、地域と連携し、粘り強く実行していきます。</p>		
<p><b>実施事業</b></p>	<p><b>担当課</b></p>	<p>いじめ防止対策推進事業 いじめ問題相談事業 生徒指導推進事業 GIGA スクール構想実現事業</p>	<p>いじめ防止生徒指導課 // 学校教育課</p>

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 1. 児童生徒への支援体制の強化

<b>項目</b>	<b>不登校児童生徒への支援</b>
-----------	--------------------

<b>現状と課題</b>	<p>平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布され、不登校児童生徒への支援について、学校に登校するという結果だけを目標とするのではなく、個別最適化された学習の保障や社会的自立を目指した支援を行っていくことが求められています。</p> <p>本市における不登校児童生徒数は、平成30年度は377人、令和元年度は520人と増加傾向にあります。また、不登校の原因や児童生徒の状況は多様化・複合化しており、個々の児童生徒に合わせたよりきめ細かな対応と安心できる居場所づくりが必要となっています。</p>
--------------	--

<b>施策について</b>	<p>教育センターでは、学習活動を中心とした支援を行う「適応指導教室HOP」や、オンラインを活用した学習支援「Web HOP」に加え、体験活動を中心とした支援を行う「(仮称)適応指導教室青山教室」(令和3年4月開設予定)等を通して、不登校児童生徒一人ひとりの状態や課題に応じたきめ細かな対応と、学校や家庭と連携した支援を行っていきます。</p> <p>また、不登校を未然に防止するため、不登校対応カウンセラーが市立学校に巡回・訪問しています。校内だけでは対応が困難なケースにおいては、ケース会議に不登校対応カウンセラーが参加し、実態把握に努め、適切な指導助言等、専門的な支援を行います。併せて、教員への指導支援及び校内支援体制の充実として、教育相談コーディネーターや教職員を対象とした研修内容の充実と受講機会の多様化を図ります。</p> <p>今後、不登校児童生徒への支援については、行政と民間団体との連携した支援も重要となることから、協議会等の場を設け、関係団体と連携した取組を進めていきます。</p>
---------------	--

<b>実施事業</b>	<b>担当課</b>	不登校児童生徒サポート事業	教育支援・相談課
-------------	------------	---------------	----------

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 1. 児童生徒への支援体制の強化

<b>項目</b>	<b>虐待の早期発見</b>
-----------	----------------

<b>現状と課題</b>	<p>近年、社会環境の変化に伴い、子どもを取り巻く問題は、多様化・複雑化しています。本市においては、家庭や学校と関係機関をつなぐ役割を担うスクールソーシャルワーカーや学校支援コーディネーターを教育委員会に配置し、虐待をはじめとする様々な問題に対応しています。</p> <p>虐待は不登校や低学力等の問題を誘発することから、その解決に向け、教育と福祉の連携・協働が不可欠です。虐待が疑われる早期の段階から、スクールソーシャルワーカーや学校支援コーディネーターの支援を受け、学校と関係機関が情報共有、協議を行い、迅速で適切な対応を行っています。</p>
--------------	--

<b>施策について</b>	<p>教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、教職員には虐待を早期に発見する重要な役割が求められています。そのため、児童虐待やDV問題等の虐待に関する研修会への参加や校内研修を通じて、全ての教職員が、子どもの発する小さなサインを見逃さず、情報を共有して迅速な組織的対応ができる校内体制を構築しています。</p> <p>また、事案を客観的に把握、検討し、情報共有を行うため、「緊急度アセスメントシート」や「在宅支援アセスメント・プランニングシート」等を活用し、学校と関係機関の連携を強化していきます。</p> <p>さらに、虐待は子どもの権利をはく奪する許されない行為であることから、保護者や地域に向けて、児童虐待防止についての啓発活動を行うとともに、本市に設置される「(仮称)奈良市子どもセンター」と連携を密にとり、より効果的な相談や支援を行います。</p>
---------------	--

<b>実施事業</b>	<b>担当課</b>	生徒指導推進事業	いじめ防止生徒指導課
-------------	------------	----------	------------

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 1. 児童生徒への支援体制の強化

項目	「心のケア」等の支援体制		
現状と課題	<p>学校が、安心して楽しく通える魅力ある環境であるためには、常に子どもたちの様子を捉え、心の変化を早期に発見し、早期対応、継続的支援を行う必要があります。</p> <p>本市においても、子どもたちの様々な心の問題は、学校や家庭だけでは解決できないことも多く、一人ひとりの抱えている課題や悩みに応じてスクールカウンセラーが専門性を生かして対応しています。</p> <p>また、不登校、友人関係、学習、就学、発達等に関わる様々な教育相談が増加しているため、子どもたちや保護者に対するスクールカウンセラーによる継続した「心のケア」と併せ、状況に応じて医療等の専門機関とも連携したサポートを行っています。</p>		
施策について	<p>本市では、スクールカウンセラーを、県費で配置されている中学校に加え、市独自に小学校と高等学校へ配置することにより教育相談の充実を図っています。</p> <p>また、教育センターでは教育相談総合窓口を設け、教育相談にワンストップで対応し、相談内容に応じた相談員が迅速に対応できる体制を整えています。</p> <p>社会環境の変化とともに、子どもたちの心理的不安要素が多様化・複雑化・長期化する中、教育相談体制の充実として、各学校のスクールカウンセラーや医療機関等との連携を更に深め、また、臨床心理士による教育相談を行う等、子どもたちへの支援と併せ、保護者や教員への指導支援に取り組んでいきます。</p> <p>今後も、子どもたちや保護者一人ひとりの状況に応じて、きめ細やかに対応するとともに、安心した学校生活、家庭生活の維持・改善ができるよう学校、家庭、地域、教育センター、関係機関が連携して、子どもたちへの心理的支援の充実を図っていきます。</p>		
実施事業	担当課	青少年指導事業 不登校児童生徒サポート事業	教育支援・相談課

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 1. 児童生徒への支援体制の強化

項目	外国にルーツを持つ児童生徒への教育			
<p><b>現状と課題</b></p>	<p>今後、グローバル化の進展により、海外に在留した後に帰国した子どもや外国にルーツを持つ子ども等、日本語指導が必要な子どもの増加が見込まれます。海外における学習・生活体験を生かしつつ、学校生活に適応することができるよう支援を行う必要があります。</p> <p>本市においても在留する外国人の増加に伴い、学校に在籍する外国人の子どもの数も増加傾向にあります。また、日本国籍ではあるが日本語能力が十分でない子どもも一定数在籍し、日本語指導が必要な子どもの数は増加傾向にあります。</p> <p>こうした子どもたちの学びの場や進路が閉ざされることのないよう、日本で育った同年齢の子どもたちと同等の語彙力を身に付け、学習を理解するための支援が不可欠です。</p>			
<p><b>施策について</b></p>	<p>日本語指導を必要とする子どもたちが、日常会話はもちろんのこと、学習を理解するために必要な「読む」「書く」能力を向上させ、授業を理解し安心して学校生活を送ることができるよう、子どもたちの状況に応じて学習支援を行う日本語指導員を派遣します。</p> <p>また、日本語指導コーディネーターが学校を訪問し、授業参観を行い、日本語指導員や管理職、担任と面談を行いながら、児童生徒の状況を把握し、具体的な支援方法の検討や助言を行います。</p> <p>今後も増加することが予想される日本語指導を必要とする子どもたちに対応するため、日本語指導担当者会を開催し、指導者の能力向上を目指すとともに、外国にルーツを持つ子どもたちの多様な状況に対応できるよう、ICTも活用しながら日本語指導を含むきめ細かな支援を実施します。</p>			
<p><b>実施事業</b></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="363 1668 467 1720"> <p><b>担当課</b></p> </td> <td data-bbox="467 1668 1141 1720"> <p>児童・生徒支援教員経費</p> </td> <td data-bbox="1141 1668 1401 1720"> <p>学校教育課</p> </td> </tr> </table>	<p><b>担当課</b></p>	<p>児童・生徒支援教員経費</p>	<p>学校教育課</p>
<p><b>担当課</b></p>	<p>児童・生徒支援教員経費</p>	<p>学校教育課</p>		

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 1. 児童生徒への支援体制の強化

<b>項目</b>	<b>就学援助</b>
-----------	-------------

<b>現状と課題</b>	<p>子どもの貧困対策が推進されている中、就学援助制度の充実を求める声が多くあります。</p> <p>本市における就学援助費の受給率は、平成29年度は12.4%、平成30年度は12.3%でした。令和元年度は総児童生徒数22,967人に対し、要保護108人、準要保護2,719人、受給者数の合計は2,827人、受給率は12.3%と、受給率は横ばいで推移しています。</p> <p>経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、継続して支援していくとともに、申請漏れのないよう制度の周知を行う必要があります。</p>
--------------	---

<b>施策について</b>	<p>学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされています。</p> <p>子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、安心して学習できる環境を整備し、教育の機会均等を図るために学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費等の就学に必要な費用を援助します。</p> <p>就学援助制度の周知としては、ホームページやしみんだよりに掲載するとともに、学校を通じて全家庭に案内の配布を行います。また、前年度の受給者に対して申請書を郵送で届けることにより、申請漏れがないよう周知の徹底を図ります。</p>
---------------	---

<b>実施事業</b>	<b>担当課</b>	要・準要保護児童生徒就学援助事業	教育総務課
-------------	------------	------------------	-------

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 2. 自他を尊重し、認め合える教育の推進

項目	人権教育		
<p><b>現状と課題</b></p>	<p>本市では、一人ひとりの命の尊さや人としての権利が侵されることなく、誰もが大切にされる社会を築いていくため、学校、家庭、地域が連携しながら人権教育を進めています。</p> <p>しかしながら、人権に関する法整備が進む一方で、障害のある人や外国人、高齢者に関わる問題等、依然として様々な人権課題は解決されていません。また、性的マイノリティを取り巻く社会環境や、情報化の進展等に伴うインターネット上での誹謗中傷等、新たな人権課題も生じています。</p> <p>全ての人々の人権が真に尊重される自由で平等な差別のない社会を実現するためには、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、多様化する人権課題を正しく理解するとともに、人権感覚の向上や自尊感情の向上を目指す人権教育の充実がますます重要となっています。</p>		
<p><b>施策について</b></p>	<p>学校教育においては、あらゆる教育活動を通して児童生徒の自尊感情や規範意識を高めながら、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識や意欲、態度を育成するため、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進しています。その中で、子どもたちが人権の意義やその重要性について正しく理解し、自他の人権の大切さを認め、人権課題の解決に向けた具体的な態度や行動へつなぐことができる人権感覚を育みます。</p> <p>また、子どもたちが、性的指向や性自認を理由とする差別や偏見、インターネット上の人権侵害、感染症に関する差別や偏見等、多様化・複雑化する今日的な人権課題についても対応できる資質や能力を身に付けることができる人権教育を実施します。</p> <p>さらに、人権教育の推進にあたっては、教員の人権意識や実践的な指導力を養うことが重要であるため、人権教育に関わる課題についての研修や実践交流を行います。</p>		
<p><b>実施事業</b></p>	<p><b>担当課</b></p>	<p>人権教育研究事業 人権教育推進事業</p>	<p>学校教育課</p>

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 3. 学校、家庭、地域の協働による取組の推進

項目	家庭教育支援
----	--------

現状と課題	<p>核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化等を背景とする社会の急激な変化により、子育てについて不安や悩みを抱える保護者が増加しています。そのため、学校、家庭、地域及び行政が信頼と協力関係で結ばれた、家庭教育や子育てを支援する体制づくりを推進する必要があります。</p> <p>また、子どもたちの社会性を育み、健全な成長を促していくため、学校、家庭、地域及び行政の連携を更に強化し、地域ぐるみで子どもたちを支える必要があります。</p>
-------	--

施策について	<p>家庭教育は全ての教育の出発点であり、家庭に教育の基盤をしっかりと築くことが、子どもたちの育ちを支えることになります。</p> <p>公民館において、平成 29 年度から実施している「子どもの発達や子育てに関する講座」や、「親子の交流イベント」等の家庭教育の講座やイベント等の「家庭教育サポートネットワーク支援事業」をより充実させることで、子育てに不安や悩みを抱える保護者をサポートし、子どもや家庭を取り巻く諸問題の解決や、家庭の教育力の向上を図ります。</p> <p>また、子育てや家庭教育の実情や課題は、各家庭や地域によって異なっていることから、積極的に地域の人材や資源を活用した支援活動を充実させることにより、子どもたちの社会性を育み、健全な成長を促していきます。</p> <p>さらに、公民館が家庭教育支援の情報発信源となることで、地域全体で子育てをする気運の向上を図ります。</p>
--------	--

実施事業	担当課	家庭教育推進事業	地域教育課
------	-----	----------	-------

基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

3. 学校、家庭、地域の協働による取組の推進

項目	地域コミュニティ
----	----------

現状と課題	<p>地域社会のつながりの希薄化による地域教育力の低下や、学校が抱える様々な教育課題等を解決し、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていく必要があります。そのため、学校、家庭、地域が自らの役割や責任を自覚し、連携・協働して子どもたちの健全育成を目指していく必要があります。</p> <p>本市では、平成 20 年度から、各中学校区に地域教育協議会を組織し、地域全体で子どもを守り育てる仕組みづくりを進めています。また、平成 22 年度から、学校と地域住民等が協力して学校の運営に取り組む学校運営協議会を順次設置し、地域と共にある学校づくりを進めています。しかし、活動の担い手である地域人材が固定化、高齢化しており、新たな人材の確保が課題となっています。</p>
-------	---

施策について	<p>子どもたちの健全育成を図るため、地域人材を発掘し、学校と地域をつなぐネットワークを構築することで、学習支援、部活動支援、登下校安全確保、校内美化等の環境整備、学校と地域の合同行事等の活動を行います。</p> <p>また、地域で決める学校予算事業と放課後子ども教室推進事業からなる地域学校協働活動と学校運営協議会制度を一体的に推進し、子どもたちの教育活動の充実を図ります。さらに、地域づくりを行う組織である地域自治協議会との連携を深め、機能的につながることで、地域教育力の向上と、地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>今後も、新たな地域人材の確保に努め、「地域全体で子どもを守り育てる」という意識のもと、活動の継続性を保ちながら、地域の未来を担う子どもたちを育成する活動を推進します。</p>
--------	---

実施事業	担当課	コミュニティ・スクール推進事業 地域で決める学校予算事業 放課後子ども教室推進事業	地域教育課
------	-----	---	-------

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 4. 教職員への支援体制の充実

項目	学校の経営、運営体制への効果的な支援		
現状と課題	<p>学校現場では、特別支援教育の充実、外国にルーツを持つ児童生徒への対応、いじめ等生徒指導上の諸課題への対応、ICT の活用をはじめ、多様化・複雑化する課題への対応が求められており、教員に求められる期待や役割は拡大しています。その結果が、教員の長時間勤務という形となって現れ、アンケート結果からも時間的・精神的な負担を感じている教員が多くなっています。教員が授業に集中できるよう、外部人材を活用し、教員の負担を軽減した上で、学校の運営体制を強化し「チームとしての学校」として、教育課題に対応する必要があります。</p>		
施策について	<p>学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、様々な教育課題への対応を迫られる中、各学校の課題の解決を図るため、業務の見直しを行うとともに外部人材を派遣、配置します。</p> <p>教員が授業以外の業務で負担と感じている事務作業を軽減し、児童生徒と向き合う時間を増やすことで、教育活動の充実や教職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図っていくことを目的に、授業の準備の補助等を行うスクール・サポート・スタッフを配置します。また、児童生徒への授業補助を通して教育活動を円滑に実施するために、教育専門職を目指す学生を学校サポーターとして派遣します。</p> <p>特別支援教育やインクルーシブ教育に対応する特別支援教育支援員、いじめや不登校等の教育課題に対応するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、部活動指導の負担を軽減する部活動指導員、外国にルーツを持つ児童生徒に対応する日本語指導員等の学校現場での各種課題に対応できる多様な外部人材を活用し、学校の経営、運営体制を支援していきます。</p>		
実施事業	担当課	学校経営・学校運営支援事業 特別支援教育支援員経費 学校教育活動支援事業 児童・生徒支援教員経費 生徒指導推進事業 青少年指導事業	教職員課 // 学校教育課 // いじめ防止生徒指導課 教育支援・相談課

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 4. 教職員への支援体制の充実

項目	教員の研鑽
----	-------

<p><b>現状と課題</b></p>	<p>社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な社会の中を生きていく子どもたちには、目の前の事象から解決すべき課題を見だし、主体的に考え、協働的な議論を通して、納得解を生み出していく力が求められています。また、教員には、社会状況の変化とともに、タブレット端末の導入により「学び」のあり方も多様化し、子どもの発達や学習状況を客観的に把握し、一人ひとりの可能性を伸ばしていく指導力が求められています。</p> <p>学校現場では若手教員の割合が増加し、教員の世代交代が進む中、ベテラン教員の指導技術の継承とミドルリーダーの育成も必要となっています。</p>
---------------------	--

<p><b>施策について</b></p>	<p>学習指導要領では、児童生徒の興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫することが求められており、個別最適化された学びと協働的な学びの往還を通じた学びの実現が必要です。さらに、様々な教育データを活用し、客観的な視点を持って、きめ細かな指導、支援を行っていく必要もあります。</p> <p>このような教育の実現を目指し、教員のキャリア段階に応じた研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修、職階に応じたエキスパート研修）や、教科教育等の資質能力向上を目的としたスキルアップ研修等を実施します。また、従来から実施している集合型の研修と個別訪問型の研修に加え、研修機会の確保と効果的・効率的な実施ができるよう WEB を活用した研修の充実を図り、教員一人ひとりが自ら研鑽を積むことができるよう行っていくいきます。さらに、一人1台のタブレット端末を学習ツールとして効果的に活用できるよう各研修に取り入れ、指導スキル向上を図ります。</p> <p>加えて、地域や学校のニーズに合わせ、教員に必要とされる指導力を育成するため、校内 OJT の充実も図っていきます。</p>
----------------------	---

実施事業	担当課	教職員教科等研修事業	教育支援・相談課
------	-----	------------	----------

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 4. 教職員への支援体制の充実

項目	校務における ICT 環境	
<p><b>現状と課題</b></p>	<p>本市では校務における ICT 環境として、児童生徒のアクセスを遮断した安全な校務系ネットワークと、仮想ブラウザによる校務情報系ネットワークを提供しています。このことにより ICT に不慣れな教員であっても、校務において安全に ICT を活用できています。</p> <p>平成 29、30 年度文部科学省「統合型校務支援システム導入実証研究事業」について奈良県域として採択され、本市は令和 2 年度より県域統合型校務支援システムの本格運用を実施しています。</p> <p>今後も校務において安全に ICT の活用を行うためには、教職員の情報リテラシーの向上が重要であり、ICT の技術的スキルに加え、情報の取扱いに対する意識の向上が求められます。</p> <p>また、技術的な変化の激しい分野であることと、次世代を担う子どもたちの教育環境の維持を踏まえると、時流に対応した教職員への研修の実施や浸透の手法の確立が課題となっています。</p>	
<p><b>施策について</b></p>	<p>本市のネットワーク環境について、GIGA スクールに対応した校務系、教育系ネットワークといったセキュリティを確保した環境を維持しながら、新しい生活様式に完全対応するべく、オンラインを活用した学習支援等への対応も踏まえた環境を構築していきます。</p> <p>県域統合型校務支援システムを活用することで、教員の業務が効率化されるとともに負担が軽減され、子どもたちと向き合う時間が確保されます。また、このシステムは、令和 5 年に奈良県内全市町村の参加が予定されており、高校入試及び高校進学事務の効率化が図られることから、継続して運用する予定をしています。</p> <p>学校関係者は、教職員や児童生徒、保護者、地域等、多岐にわたり、今後多様な人材の協力を得ていくためにもインターネット等のネットワークを利用することが予想されます。このような状況に対応できる新たなセキュリティ対策方針への転換を図り、社会に開かれた学校にふさわしい情報基盤を実現し、だれもが安心して安全に利用できる環境を実現していきます。</p>	
<p><b>実施事業</b></p>	<p><b>担当課</b> 学校 ICT 環境整備加速化支援事業</p>	<p>学校教育課</p>

## 基本方針2 教育支援体制の充実「多様な子どもの学びを支えるために」

### 4. 教職員への支援体制の充実

項目	大学との連携			
<p><b>現状と課題</b></p>	<p>探究的な学びや、多様な人々と協働した学び等、これからの学校教育に求められる学びの推進、また、教員の役割や業務が多様化する中で複雑化した教育課題に対応する教員への支援を推進していくため、高度な専門性を持つ大学との連携が必要です。</p> <p>本市では、「連携協力に関する協定」を 10 大学と締結し、教育活動の様々な場面で連携を図っています。</p> <p>今後、学校が抱える複雑化した教育課題にきめ細かくに対応するためにも、大学との連携による支援体制の充実が求められています。</p>			
<p><b>施策について</b></p>	<p>教職員を対象にした研修に講師として大学教員を招き、専門的見地からの示唆や助言を通して、教職員の資質向上を図ります。</p> <p>また、大学生を学校サポーターとして市立学校園に派遣することで、教員を目指す学生に、学校現場を知る有意義な機会を提供するとともに、大学生による児童生徒の教育活動への指導補助を通して、円滑な教育活動の実施や子どもたち一人ひとりへのきめ細かな支援を充実させます。</p> <p>さらに、高大連携の視点での専門性のより高い教育活動への取組や、市立一条高等学校附属中学校開校による中高が連携した教育課程の実践、GIGA スクール構想の取組推進等、様々な場面で大学からの助言を通して、子どもの学びを支える体制の充実を図ります。</p> <p>これら教職員への支援体制の充実等を通して、より効果的で持続可能な教育活動が行える学校づくりを目指し、各大学との連携を更に深めていきます。</p>			
<p><b>実施事業</b></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="355 1592 467 1675"> <p><b>担当課</b></p> </td> <td data-bbox="467 1592 1139 1675"> <p>学校教育活動支援事業</p> </td> <td data-bbox="1139 1592 1399 1675"> <p>学校教育課</p> </td> </tr> </table>	<p><b>担当課</b></p>	<p>学校教育活動支援事業</p>	<p>学校教育課</p>
<p><b>担当課</b></p>	<p>学校教育活動支援事業</p>	<p>学校教育課</p>		